

障がい者福祉だより

■今回は特定疾患に係る医療費助成制度についてご紹介します。

指定難病に係る医療費助成制度

「難病の患者に対する医療等に関する法律」(平成26年法律第50号)に基づき指定される指定難病については、治療研究を推進することに加え、効果的な治療方法が確立されるまでの間、長期の療養による医療費の経済的な負担が大きい患者を支援する制度です。医療費の自己負担割合が2割になり、指定難病の特性に配慮し、外来・入院の区別を設定しないで、世帯の所得に応じた医療費の自己負担上限額(月額)が設定されます。

〈対象となる難病〉

悪性関節リウマチ、筋萎縮性側索硬化症、クローン病、原発性免疫不全症候群、再生不良性貧血、重症筋力無力症、重度急性膵炎、スモン、多発性硬化症、難治性の肝炎のうち劇症肝炎、パーキンソン病、ペーチェット病、筋ジストロフィー、拘束性心筋症、シャイ・ドレーガー症候群 など
計 306 疾患

小児慢性特定疾患に係る医療費助成制度

子どもの慢性疾患のうち、小児がんなどの特定の疾患については、治療期間が長く、医療費負担が高額となります。小児慢性特定疾患治療研究事業は、児童の健全育成を目的として、疾患の治療法の確立と普及、患者家族の医療費の負担軽減につながるよう、医療費の自己負担分を補助するものです。

医療費の自己負担が2割になり、世帯の所得に応じた医療費の自己負担上減額(月額)が設定されます。

〈対象となる小児慢性特定疾患〉

悪性新生物、血友病等血液疾患・免疫疾患、膠原病、神経・筋疾患、先天性代謝異常、慢性呼吸疾患、糖尿病、内分泌疾患、慢性心疾患、慢性腎疾患、慢性消化器疾患 など
計 704 疾患

※医療保険上で3割負担になっている患者さんの負担割合が2割となります。

1割負担の患者さんの負担割合は変わりません。

※申請及び問い合わせ先が保健所になります。



☆次回は重度心身障がい者医療費助成制度についてご紹介します。

～申請及び問い合わせ先～

御船保健所

〒861-3206 熊本県上益城郡御船町大字辺田見400 TEL 096-282-0016

第66回 “社会を明るくする運動” ～犯罪や非行を防止し、立ち直りを支える地域のチカラ～

“社会を明るくする運動”は、全ての国民が、犯罪や非行の防止と罪を犯した人たちの更正について理解を深め、それぞれの立場において力を合わせ、犯罪や非行のない安全・安心な地域社会を築くための全国的な運動です。

7月は強化月間であり、本町においては以下のとおり推進大会を実施します。住民の皆様のご参加をお待ちしております。

- 1 日時 平成28年7月26日(火曜) 午前10時～
- 2 場所 矢部保健福祉センター「千寿苑」多目的ホール
- 3 式典 メッセージ披露等
- 4 講演 演題 「“いのち”について」
講師 毎日新聞社 東京本社 専門編集委員 萩尾 信也 氏

本町の保護司(法務大臣からの委嘱)18名を紹介します。

保護司は、罪を犯して保護観察を受けることになった人の生活を見守り、様々な相談にのるほか、時に助言などを行う民間ボランティアです。犯罪を予防するための地域活動などにも取り組んでいます。

(矢部地区 12名)

甲斐 利幸、真野 円理、梅田 勇二、大城 敏男、渡邊 昭辰、甲斐 慶一、菊池 成明、鬼塚 弘子、志賀 美枝子、荒木 貢、**中村 豊光**、橋本 信一

(清和地区 3名)

佐野 勝義、原住 寿秋、川口 泰介

(蘇陽地区 3名)

後藤 冠、橋野 和仁、**田中 要**

※**太字**は、新任の保護司の方々です。

※「地域のチカラ」として、更生保護女性会があります。更生保護女性会は、女性の立場から、地域における犯罪予防の活動や、子ども達の健全育成のための子育て支援活動などを行うボランティア団体です。